

○総務省告示第百五十八号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

総務大臣 山本 早苗

別表第一号の表121の項を次のように改める。

121	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、富谷市、名取市（堀内を除く。）、黒川郡、宮城郡	22	C D E
-----	---	----	-------

別表第一号の表298の項を次のように改める。

298	静岡県伊豆市（冷川を除く。）、伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田に限る。）、沼津市（井田及び戸田に限る。)	558	D E
-----	---	-----	-----

別表第一号の表300の項を次のように改める。

300	静岡県伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三	55	C D E
-----	--	----	-------

福、守木及び吉田を除く。)、裾野市(茶畑を除く。)、沼津市(井田及び戸田を除く。)、三島市、駿東郡(清水町及び長泉町に限る。)、田方郡		
---	--	--

別表第1 市町村の母「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に変更。